

# 拡大するユビキタスツールの利用 「平成17年版情報通信白書」の概要

総務省 情報通信政策局 総合政策課 情報通信経済室 山田隆裕

総務省は、「平成17年版情報通信白書」を平成17年6月28日に公表した。

今回の白書では、「u-Japanの胎動」を特集とし、ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた現状を、国民の期待、企業の利用動向、活用事例、実現に向けた課題などの視点から調査、分析を行った。併せて、e-Japan戦略以降の国民・企業のICT(Information Communication Technology)利用の進展状況を明らかにしている。

なお、本白書は、CD-ROM添付の冊子が市販されているほか、総務省ホームページ<sup>1)</sup>においても全文を公開している。白書の特集の概要は、以下のとおりである。

## 国民・企業のユビキタスネットワーク利用

u-Japanとは、社会のさまざまな課題がICTによって解決された2010年の我が国の姿を指す。その理念の中心となるのは「ユビキタス」であり、「人と人」だけでなく、「人とモノ」、「モノとモノ」のコミュニケーションが簡単になされるところが特徴である。

ユビキタスネットワークが有するさまざまな効果のうち、ユーザーが特に期待するものを聞いたところ、「暮らしの安心・安全が高まる」が55.7%と最も高く、次いで「暮らしが一層便利になる」が42.2%、「災害発生時の対応が迅速になる」が27.4%となっており、安心・安全に係る

事項について期待が高いことがうかがえる(図1参照)。

企業活動においては、電子タグ、非接触ICカード等のユビキタスツールの利用が拡大しつつある。企業内/企業間業務におけるユビキタスツールの導入状況について、平成15年度と平成16年度を比較すると、「導入している」と回答した企業の割合は、電子タグで0.2%から4.6%と4.4ポイント、非接触ICカードで3.9%から13.1%と9.2ポイント増加しており、ユビキタスツールの導入が進んでいることがわかる。

また、ユビキタスツールを利用した一般消費者向け商品/サービスの提供状況について、平成15年度と平成16年度を比較すると、「提供している」と回答した企業の割合は、電子タグで0.8%から5.1%と4.3ポイント、非接触ICカードで1.6%から6.1%と4.5ポイント増加しており、ユビキタスツールを利用した商品/サービスの提供も進んでいることがわかる。

## 国民のICT利用

平成16年末におけるインターネット利用人口は7,948万人(対前年比2.8%増)と推計され、人口普及率は62.3%と平成15年末(60.6%)と比べて1.7ポイントの増加となった。平成15年末に人口普及率が60%を超え、普及が相当進んだことから、伸び率は鈍化している。

主要な有料コンテンツ(動画、静止画、音楽、着信メロディ、ゲーム、書籍・漫画)の利用について日本・米国・韓国を比較すると、パソコン、携帯電話等ともに韓国が圧倒的に高くなっており、次いでパソコンでは米国、日本、携帯電話等では日本、米国の順となっている(図2参照)。このように、韓国で有料コンテンツ利用が進んでいる理由の1つとして、携帯電話会社の課金代行の普及により、コンテンツ利用にかかわる少額決済が容易であることが関係していると言われている。

## 企業のICT利用

企業のインターネット利用率は平成12年末の89.3%から平成16年末は98.1%と8.8ポイント増加し、ほとんどの企業でインターネットが利用されている状況にある。また、事業所のインターネット利用率は、平成12年末の44.8%から平成16年末は81.8%と37.0ポイント増加している。

情報システムの導入目的は、「コスト削減・業務効率化」と「売上拡大・高付加価値化」の2つに大きく分けられる。こうした目的意識について、平成14年度と比較すると、情報システムの導入目的を「コスト削減・業務効率化」とする企業が減少する一方、「売上拡大・高付加価値化」とする企業が増加している。従来、我が国の企業は情報化を業務の効率化ととらえる傾向が強かったが、この2年あまりで情報化の目的意識に変化が生じていること

がうかがえる。

u-Japanを支えるネットワークインフラ

平成16年12月末におけるブロードバンド契約数は1,866万契約、対前年比で36.5%の増加となっており、引き続きブロードバンドが順調に拡大している。ブロードバンド契約数の内訳をみると、DSLが1,333万契約、ケーブルインターネットが287万契約、FTTHが243万契約となっており、DSLの占める割合は71.4%となっている。

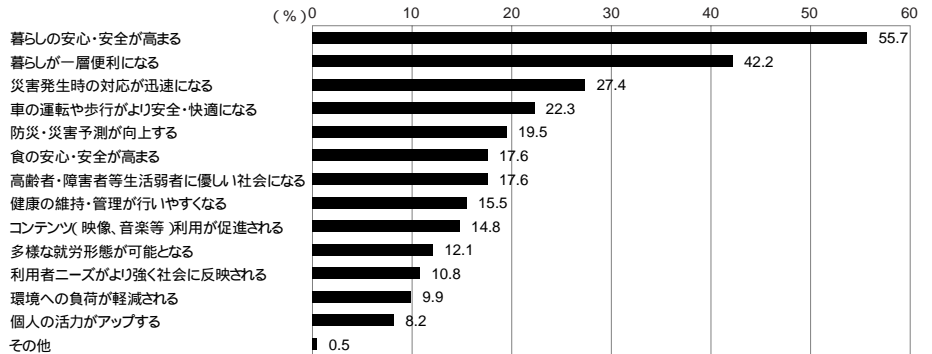
平成16年度末における携帯電話契約数は8,700万契約(対前年度比6.7%増)であり、引き続き増加しているものの、伸び率は低下しつつある。携帯インターネット(携帯電話を使ったインターネット接続サービス)契約数は7,515万契約(対前年度比7.8%増)であり、携帯電話契約数に占める割合は86.4%に達している。

平成15年12月に三大広域圏(関東・中京・近畿)において開始された地上デジタルテレビジョン放送は、順調に放送エリアを拡大している。また、地上デジタルテレビジョン放送対応受信機の出荷台数は急速に増加しており、平成17年4月末時点の累計は433.5万台となっている。

u-Japan実現に向けた課題

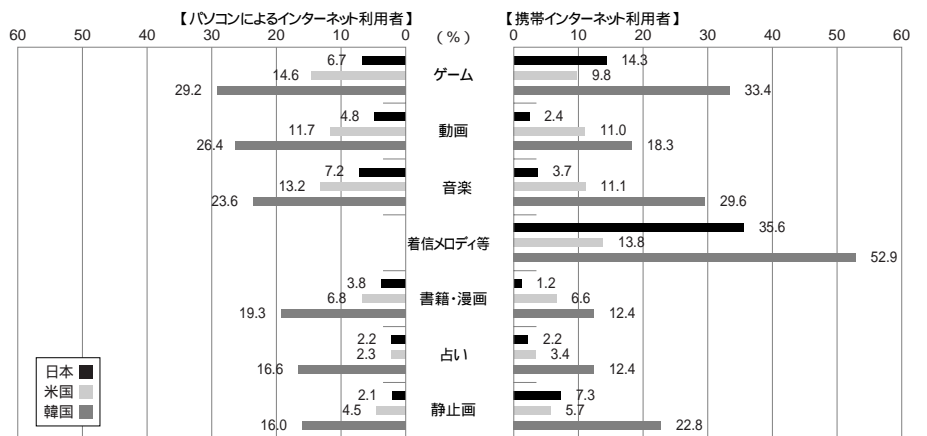
ユビキタスネットワーク社会では、生活の安心・安全や利便性などが高まる(プラス効

図1 ユビキタスネットワークへ期待する効果(複数回答)



出典 「ユビキタス社会の動向に関する調査(ウェブ調査)」

図2 有料コンテンツの利用状況



「着信メロディ等」の設問対象は、携帯インターネット利用者のみ

出典 「ネットワークと国民生活に関する調査(ウェブ調査)」

果)一方、プライバシーやセキュリティ等の面で新たな課題が発生する可能性(マイナス効果)がある。こうしたプラス効果とマイナス効果の両面を有するユビキタスネットワーク社会の構築を進めるべきか否かを日米韓のインターネット利用者に聞いたところ、日米韓ともユビキタスネッ

トワーク社会の構築を進めるべきとの回答が最も多かったが、国により意識の違いがあった。日本は慎重に推進、米国は推進反対者も相当数存在した。韓国は積極的に推進という傾向が見られた。

(1) URL : <http://www.soumu.go.jp/>

# 無線版ADSLとしての利用も期待される WiMAXとIEEE802.16標準化とその技術概要

KDDI株式会社 au技術本部 ワイヤレスブロードバンド開発部 要海敏和

## WiMax Forum とは

WiMax Forumは、IEEE( Institute of Electrical and Electronic Engineers/米国電子電気学会)が802.16として標準化した無線方式に準拠する機器の互換性と相互接続性を保証することを目的に、2001年6月に通信機器メーカー、半導体、高周波部品やアンテナメーカーなどを中心に設立された非営利団体である。2005年7月現在、WiMax Forumには通信事業者を含め332社(団体)が会員登録を行っており、なおも増加の傾向にある。

WiMAX Forumでは、IEEE802.16標準に含まれる多くのオプション項目から共通仕様(Profile)を策定して、機器の互換性を確保するとともに、相互接続性のために認証(Certify)の活動を行っている。2005年7月以降はIEEE802.16-2004標準に準拠したWiMax仕様機器の相互運用性に関する認証業務が開始され、またモバイル利用を目指すIEEE802.16e準拠の機器についてもプロファイル策定、認証の検討が進められている。このように、“WiMax”は特定の無線方式の名称ではなく、IEEE802.16標準をもとにWiMax Forumが策定したプロファイルに準じて製造された機器のうち、認証を得た通信装置を示す総称である。

また、IEEE802では標準化対象をOSI参照モデルのレイヤー1(PHY:Physical Layer)とレイヤー2(MAC:Media Access Control layer)に限定しているが、

802.16eではモバイル型サービスを前提としたシステムの相互接続性を確保するため、さらに上位レイヤーの仕様やネットワークアーキテクチャーを決定する必要がある。これら上位レイヤー標準の策定についても、WiMax Forumが担うこととなり、2004年12月に新たにNWG(Network Working Group)とAWG(Application Working Group)の2つのWGを設立して、検討を開始している。

## IEEE802.16標準とその技術の進化

IEEE802.16標準は、2001年に都市部における固定系無線アクセス(FWA:Fixed Wireless Access)を目的に策定された標準である。単一搬送波(SC:Single Carrier)を10GHz~66GHz帯のスペクトルに適用した。送受信間に遮へい物が存在しない見通し内(LOS:Line Of Sight)の通信環境を前提として、最大伝送速度は、28MHzの周波数幅を用いる場合は、135Mbpsを達成した。その後、2003年に改版されたIEEE802.16a標準では、PHYにOFDM(Orthogonal Frequency Division Multiplexing)変調技術を採用し、2GHz~11GHz帯の周波数に適用することで、送受信間に遮へい物が存在する見通し外(NLOS:Non Line Of Sight)通信を可能とした。2004年にはIEEE802.16-2004としてPHYとMACはさらに改良され、FWAに加えて基地局が送信する電波が

到達する範囲(エリア)内で端末が移動して通信するノマディック型の通信を可能とした。しかし、IEEE802.16-2004標準にはハンドオーバーの機能は含まれず、基地局のエリアを越えて移動した場合は通信が切断される。このため、IEEE802.16-2004標準は無線版ADSLとしての利用が期待されている。

一方、モバイル利用を可能とするために標準化を進めているIEEE802.16eでは、120km/hの移動環境でも安定した通信が可能となるシステムパラメーターを採用した。レイヤー2によるハンドオーバー機能や無線リソースをユーザーに柔軟かつ効率的に割り当てるためのサブチャネル化機能の拡充と、非通信の時間に端末動作を一部休止させ、電池保持を延長させるスリープモード、パケットの伝送効率を向上させるHybrid-ARQ(Automatic Repeat reQuest)などが追加され、最大伝送速度は移動環境において20MHzの周波数幅で最大58Mbps程度を達成する。また、AAS(Adaptive Antenna System)やMIMO(Multi Input Multi Output)など次世代の無線通信を支える要素技術も含まれており、標準化の完了は2005年10月が見込まれている(表1参照)。

## 周波数利用効率の高いOFDM技術

WiMAX Forumでは、IEEE802.16a以降のプロファイルにOFDM技術を採用し

表1 IEEE802.16仕様概要

	802.16	802.16-2004(16a)	802.16e
標準化完了時期	2001年12月	2004年6月(802.16-2004)	2005年10月見込み
適用環境	FWA Line of Sight	FWA, Nomadic Non Light of Sight	Portable, Mobile Non Light of Sight
スペクトラム	10-66GHz	< 11GHz	< 6GHz
帯域幅	20/25/28MHz	1.25MHz ~ 20MHz可変	1.25/5/10/20MHz
Duplexing	FDD/TDD	FDD/TDD	FDD/TDD
変調方式	SC( Single Carrier ) QPSK/16QAM/64QAM	SC/OFDM/OFDMA QPSK/16QAM/64QAM	SC/OFDM/OFDMA SOFDMA QPSK/16QAM/64QAM

IEEE802.16 Scalable OFDMA : 周波数帯域幅など、パラメーターをスケラブルに変更可能な仕様。

た。OFDM技術は互いに直交(隣接する副搬送波の中心周波数で振幅成分が「ゼロ」となる周波数を組み合わせて相互干渉が生じない)関係の副搬送波(サブキャリア)を周波数軸上に配列して、高速なデータを副搬送波に並列分配して伝送する方式である。各副搬送波は、受信側のCINR(搬送波レベル対干渉雑音比)に応じて、電波状態が良い(CINRが高い)場合には、64QAM変調や、16QAM変調などの多値変調を適用して効率的なデータ送信を行う。一方、電波状態が悪い(CINRが低い)場合にはQPSK変調方式を適用して、伝送レートは低下するものの、確実に受信者にデータを伝送することを可能とする適用変調を採用している。

さらに、PHYの1つとして標準化されているOFDMA(Orthogonal Frequency Division Multiple Access)方式(IEEE802.16e対応のWiMAXプロファイル候補)は、サブキャリアを複数の論理チャンネルとして分割して(サブチャンネルと言う)ユーザーに割り当てるサブチャンネル化技術が採用されている。これにより、サブチャンネルの電波状態が悪い場合は状態が良いサブチャンネルに切り替えたり、割り当てるタイムスロットをずらしたりし、常にユーザーが安定した電波状態で通信を行うことを可能とする(図1参照)。これは、1つの基地局のエリア(セル)内に限定したものではなく、隣接するセル間のサブチャンネルの割り当てにも適用され、

隣接セル間のサブチャンネル干渉を回避することで、すべての基地局で同一の周波数を用いてサービスを提供することが可能となり、エリア全体の周波数利用効率が向上する。

#### 海外での導入状況と我が国の状況

海外では、IEEE802.16e標準を用いたシステム導入の検討が活発に行われている状況にある。

韓国では、政府が提唱するIT産業発展計画(IT839戦略)のもと、IEEE802.16e技術を採用し、ポータブル型サービスを提供するWiBroプロジェクトが進捗している。2.3GHz帯のスペクトラム90MHz幅をKT(Korea Telecom)、SK Telecom、Hanaro telecomの3社に割り当て(その後、Hanaro telecomは事業化を断念)、2006年のサービス開始を目指し、システ

ム開発を加速している。

欧米においてもIEEE802.16eの導入検討が進んでいる。米国では2.5GHz帯のスペクトラムを用いて全米でモバイル系のサービスを2007年にも開始しようとする動きがある。欧州でも複数の国において3.5GHz帯のスペクトラムによって、FWA/Nomadic型サービスを提供する検討が進められている。

一方、我が国ではKDDIなど通信事業者がIEEE802.16e利用を検討しているが、IEEE802.16技術に使用可能な周波数が割り当てられておらず、直ちにサービスとして利用できる環境にない。

現在、総務省が主催する『ワイヤレスブロードバンド推進研究会』にはIEEE802.16技術を採用するシステムが提案されており、当該研究会にて周波数割り当てに一定の方向性が示されることが期待される。

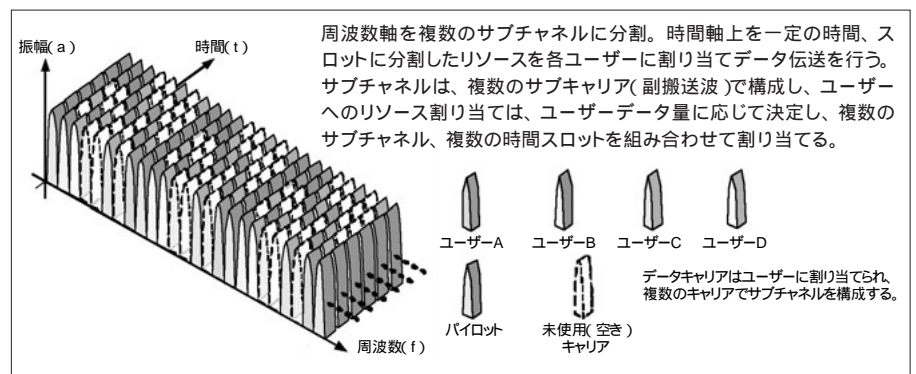


図1 802.16方式のサブチャンネル化概念図



# 情報共有のインフラとして関心が高まる RSSの動向とビジネス利用

サイボウズ株式会社 ネットサービス部 GM 小川 浩

## RSSフィードとRSSリーダーの関係

2005年8月現在、ブログの急速な普及に伴い、RSSへの関心が高まっている。その動きを受けて、サイボウズ、RSS広告社ら7社がFBS(フィードビジネス・シンジケーション)というRSS/Atom Feed<sup>1)</sup>のビジネス活用を啓蒙、促進する団体を7月に設立したほか、さまざまな企業が実際にRSSの一般的な普及を前提とした事業やサービス、ソフトウェアの開発に着手している。

特にブログにおいては1つ1つの記事(エントリー)が独立したHTMLとして個別のURI(パーマリンクと呼ばれる)を持ち、それぞれにRSSが自動生成されるため、記事を投稿(ポスト)するたびに読者はその告知を受けることができる。

2005年2月現在、インターネット利用者のブログ認知率は72.5%、利用率は18.4%、RSSリーダーは認知率20.9%、利用率9.5%であるという<sup>2)</sup>。メールソフトの利用率がほぼ100%であることを考えれば、まだ発展途上であるといえるだろう。

マイクロソフトの次期コンシューマー向けOS Windows Vista(コードネーム Longhorn)にバンドルされるインターネット・エクスプローラー7.0(IE7.0)は、RSSリーダー機能の搭載が確実視されている。また、Mac OS X TigerのデフォルトブラウザであるSafari 2.0(Safari RSS)は、RSSリーダー機能をすでに実装して

いる。たとえばサイボウズがcybozu.net(サイボウズ・ドットネット: <http://www.cybozu.net>)というRSSリーダーを基本機能としたポータルサイト(図1)を8月末にリリースするなど、異業種他業種が入り交じりこの新しいツールの覇権争いを始めているため、2005年度中には利用頻度はともあれ、RSSリーダーの利用者は1,000万人を超えることが予想される。

## RSSのビジネス活用の動向

RSSのビジネス活用については、冒頭で述べたようにさまざまな企業が着手し始めている状態である。個人の側でいうならば、これまでウェブサイトの巡回とメールによってまかなってきた情報収集に新しい途が示されたことになる。ウェブサイトの巡回は労力を伴い、メールマガジンの購読には個人情報の登録などの手間がかかるうえ、頻発する迷惑メール(スパム)の中から有益な情報を抽出するための時間コストは無視できなくなってきている。

この点、RSSリーダーを用いた場合、ウェブサイトの更新情報はほぼリアルタイムで知ることができるうえ、多くはリーダー上でRSSを読むだけで用を足せるので、1件当たりの情報収集コストは確実に下がる。さらにRSSの購読管理はユーザー側に完全に委ねられているので、現時点ではスパム的なRSSであれば即座に購読解除が可能である。

したがって、ユーザー側からすれば、インターネットからの情報収集メソッドを自分自身でカスタマイズすることが可能になってきているのである。この事実は、企業側にはメリットでありデメリットでもある。企業側が発信する情報をRSS化すれば、ユーザーにそれほどの負荷をかけることなく情報を定期的に購読してくれるので、コミュニケーションコストを下げるができる。

反対に、RSSリーダーを用いることによって従来型のポータルサイトのユーザー滞在時間がかなり減ってきている。RSSは通知ツールであると同時にメディアであるので、サイトのメディアとしての価値を「盗む」ことができるのである。RSSの普及は従来型のウェブサイトのトラフィックを分散させていくといえる。こうしたことから、現時点で注目を集めているRSSのビジネス活用は、基本的にRSS広告モデル、メールマガジンの代替メディアとしての活用、RSSリーダーそのものの提供の3つに集約できる。

については、GMOグループのFeed Me!、ネットエイジグループが設立したRSS広告社、米PheedoをローカライズするAD2等がすでに市場に参入している。媒体価値のあるウェブサイトと契約し、そのサイトのRSSに広告を差し込むというモデルである。つまり、RSSのメディアとしての特性を直接利用するということだ。このように、各社は強力なコンテンツを持つポータルサイトや、ISP、ブログサービ

スのプロバイダーにコンタクトをして、自らのRSS広告配信技術の採用を求めるといふ活動を水面下で進めている。

のメールマガジンの代用としての利用は、すなわち現状のウェブサイトへのトラフィックの誘導を考えているということであり、モデルとしてはRSS普及以前のものと変わりはない。

この場合、RSSの配信を積極的に行うとしても、結果的により多くの情報を持つウェブサイトへの誘導を図るために、RSSに掲載する情報を相当限定していくケースがほとんどである。このモデルを比較的早い時期に始めたCNETや、アサヒコムが良い例であろう。ただ、たとえばギャガ・コミュニケーションズが始めた映画情報のRSS配信の場合は、サイトへの誘導よりは実際の映画館への誘導を目的にすることから、むしろRSS上の情報・コンテンツをリッチにできるはずである。クリック&モルタルを利用すれば、RSSの利用は有効なマーケティング手段として広まる可能性が高い。

は、RSSリーダーもしくはRSSフィードの収集機能(Feed Aggregation)をベースとしたサイトの運営やツールの配布により、従来型のウェブサイトからRSSへとシフトするトラフィックを捕まえようとする試みである。ライブドアのブログリーダー、テクノラティ、cybozu.netなどの統合的なサイトや、日産TIIDAブログなどのサイトが専用RSSティッカーを無償で配布していることがその例である。

**FBSの活動について**

FBSは8月5日に第1回のオフィシャルカンファレンスを行った。今後の定期的なカンファレンス開催や、ウェブサイトでの情報公開を進めるなど、積極的にRSSの普及活動を開始している。現在は主幹メンバー7社による運営であるが、2005年中には賛助会員などの募集を始め、さらにオープンな団体としての性格を強め、業界全体およびユーザーにとって有用な情報の紹介やサービス・ソリューションの提案に努める意向である。

今後、RSSやブログを用いた個人向けのサービス、企業用のソリューションなどが続々と開発されていくと考えられるが、FBSとしてはRSS自体は情報共有のインフラとして社会のパラダイムを変革していく基本技術であると考えられている。そして、セマンティックウェブを実現するための契機でもあると考える。

短期的な利益追求ではなく、RSSの普



図2 Feed Business Syndicationのパンフレット

及によってもたらされる、より便利で快適な社会を実現するための貢献を今後とも考えていきたい。

- ( 1 )RSS : RDF Site Summaryの略。バージョンの違いによってReally Simple Syndication、あるいはRich Site Summaryの略を指す場合もある。また、RSS同様、ウェブサイトの概要を記述するXMLフォーマットにAtom(アトム)がある。FBSではRSS/Atom Feedの普及を目指しているが、ここではAtomをRSSと同義であるとしてあえて触れてない。
- ( 2 )「インターネット白書2005」  
財団法人インターネット協会監修  
<http://home.impress.co.jp/reference/2111.htm>

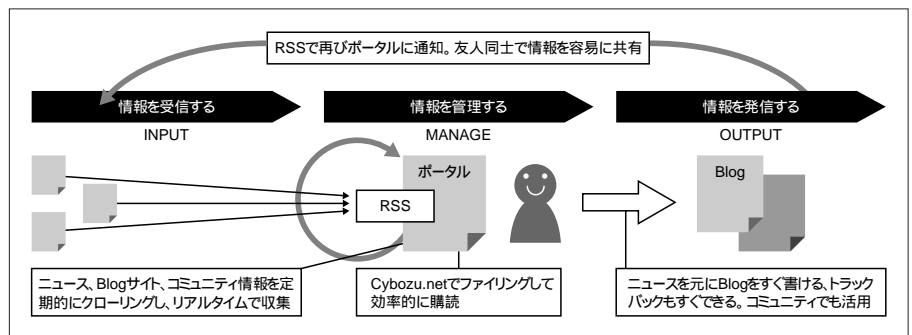


図1 cybozu.netの仕組み

# 侵害の助長行為や幫助行為の有無が論点に ファイル交換ソフトの合法性と著作権上の課題

牧野総合法律事務所 弁護士法人 弁護士 牧野二郎

ファイル交換ソフトの合法性に関して、6月末に米国最高裁が重要な判断を下した。あえて誤解なきように最初に明確にしておきたいのは、この判決はファイル共有ソフト自体を違法と判断してはいない、という事実である。むしろ、ソニー判決（ベータマックスの合法性を確認した有名な米国最高裁判決）を維持し、技術や機器の開発は、たとえそれが違法に利用されていたとしても違法としないという立場を堅持した点で、高く評価されなければならない。

製品や機器類を利用した違法行為を助長し、被害を拡大する行為を違法とすることにした、というのがこの判決の特徴である。したがって、この判決はP2Pを違法としたのではなく、反対にP2Pソフトが適法であることを前提とした、という点に十分な注意が必要である。

同種の問題は世界中で議論されている。すでにオランダでは、KaZaA事件において、オランダ最高裁がP2Pファイル交換ソフトKaZaAを無償で配布する行為は合法であると判断した事実がある（2003年12月19日判決）。これは、KaZaAそれ自体は合法であり、何らの著作権侵害をも生じず、ファイル交換ソフトの配布行為も違法ではない旨を判示した2002年3月のアムステルダム控訴裁判所の判断を維持する判決でもあることから、ソフトウェア自体を違法とすることはできない、というのが世界のすう勢と言っていいだろう。

## 著作権侵害行為とその助長行為

この問題の本質は、直接的な著作権侵害行為と、その侵害に対する助長行為がどのように存在していたか、という実務的、そして論理的な部分にあると言っていいだろう。今回の米国最高裁判決も、ファイル交換ソフトの実質的な侵害行為を基礎に検討している。争点となったのは、わが国で問題となっているWinnyソフトウェアと類似したファイル共有・交換ソフトである「Grokster」というソフトを配布していた企業2社に対する著作権侵害の責任の有無であった。

この事件の原審、控訴裁判所は直接著作権侵害を行った者の違法な著作権侵害行為に対して、単にマーケットにソフトウェアを提供した企業の行為は、新会社の侵害行為に能動的に関与したものではなく、寄与責任も代位責任もないと判断し、2つの配布企業に違法はないとした。これと同時期に、同種の事案としてAimster事件の裁判が行われており、ここでは逆の判決、すなわち配布者の責任を認める判断がされていた。2003年6月4日、米国第7巡回区連邦控訴裁判所は、Aimsterが利用者にファイル交換ソフトの使用方法を教えたのは「侵害の勧誘」であるとして、著作権侵害に対する寄与侵害責任を認めていた。

この相反する判断が下された両事件の見解の統一の必要性からも、最高裁の判断が待たれていたところ、Grokster事件

の上告事件として判断されることとなった。こうして、最高裁はこの2つの控訴審裁判所の見解を統一する意味もあり、第1にソニー判決の見直しをするかどうか、第2にファイルの開発は違法かどうか、そして第3に直接侵害に対する関与をどう評価するか、といった点に対しての最終判断をするに至ったのである。

## 米国最高裁の判断

第1の点に関して、最高裁はソニー判決を維持するとして、その変更は必要ないとした。たとえ違反者が圧倒的に多いという事実があったとしても、ソニー判決の変更の必要性はないと判断した。

そして第2の点に関しては、第1の結果、ファイル交換ソフトに対して、その制作・開発行為についても成果物としてのプログラム自体についても、また、その公表配布行為に関しても違法とする見解は取らなかった。この点では控訴審の判断を維持したのである。

そして第3の点に関しては現実的な問題として、基礎的な著作権侵害事実、そしてソフト利用者による直接的な著作権侵害行為そのものの存在と違法性に関しては争いがなかったため、それを前提に同ソフトの配布企業が責任を負うかどうか、という問題を検討した。

最高裁はこの部分については、控訴審の判断を覆して、配布企業の著作権侵害に関する責任を認めた。すなわち、配布

企業が著作権に対する「侵害を助長する行為」を行っていた点を問題とし、そうした助長行為については、著作権侵害行為に寄与したものであるから、著作権侵害の責任を負うべきだと判断したのである。

配布に際してすでに違法と判断された「ナプスター」の後継ソフトであると宣伝し、著作権侵害行為を助長することを目的として、利用者が侵害行為をすることを認識して当該ソフトを配布したのは「侵害を助長する行為」だとしたのである。

こうして、結果としては2つの企業の行為を著作権違反行為に加担するものとして違法と判断したのであるが、技術的な開発行為そのものについては違法とはしなかったのである。

#### FL マスクリンク事件の判決

このような開発者に対する事件はすでに相当議論されてきたものでもある。平成12年3月30日、大阪地方裁判所においてある判決が下された。これがわが国でプログラマーの責任が問われた大阪FLマスクリンク事件である。これは、幫助の責任が問われた点でWinny事件と類似するが、正犯とされる別のわいせつ物陳列事件があり、その陳列行為を助長したとしてプログラムの開発者が起訴された事件であった。

捜査段階から混乱を続け、FLマスクのシリアルキーのオンライン販売行為は会員契約であり、わいせつな団体の行動で

あるとか、すべてのリンク行為は幫助行為になるのか、といった乱暴な議論があった。しかし実際には、裁判において基礎となる事実関係について大きな争いはなく、むしろその法律評価や、機能の理解とその機能利用の責任に関する評価に見解の相違があったことから、徹底した論争が行われた。

この事件の全容はさておき、FLマスクというソフトウェアの評価をめぐる議論がなされた結果、判決本文では明確には触れられなかったものの、量刑の理由においてソフトウェアの「社会的有用性がある」ことが認められた点から見て、ソフトウェア自体が違法視されていないということは注意を要する。

また、それに関連して、判決ではFLマスクを開発した行為自体も問題とされてはいない。したがって、適法な、有用なプログラムを配布する行為全般を違法視したものともいえない。結局、米国最高裁判所の判断同様に、わいせつ物陳列行為を行った者、正犯に対する幫助行為、侵害助長行為の有無を判断するにとどまったと考えられる。なお、事実認定において、多くの疑問が提起されていたが、それらはそもそものデータの陳列という概念や、わいせつ「物」概念に関する議論でもあったことを付言しておきたい。

#### Winny事件と侵害助長行為

Winny事件は、この原稿執筆時点では

判決は出されておらず、まもなく判断が下される予定だが、その判断は重要である。Winny事件とは、別に存在する著作権法違反事件(映画などをファイルにして無断配布した事件で、すでに起訴され、有罪が確定している事件)について、その違反行為を幫助した、ということで、Winnyというファイル共有ソフトウェアの製作者が逮捕、起訴された事件である。第1回公判では、開発者は著作権侵害の意図はなかったと陳述し、侵害助長行為はなかったとして争う戦術を採用したと見られ、著作権制度を問題とするといった大方の予想に反し、意外な方向での審理が始まった。

Winnyというソフトウェアは、以前から著作権法を破壊するといった強烈なアピールで支えられているとされ、ソフト制作者は「47氏」というハンドルネームを使い、ネット上でこれを配布していた。それまでのファイル共有ソフトは利用者を特定することが容易で、逮捕者が出てきたため、このソフトはそうした逮捕者を出さないように、利用者情報は完全に匿名化され、暗号ツールによって暗号化されたと説明されていた。

こうして、通信者と通信内容を傍受できない仕組みとしたため犯罪捜査は不可能といわれていたが、現実には、ファイル共有を促進するために、ファイルを流そうと意図した者によって、著作権違反データを「放流する」といった内容の予告が行われ、そしてその後実施されたため、



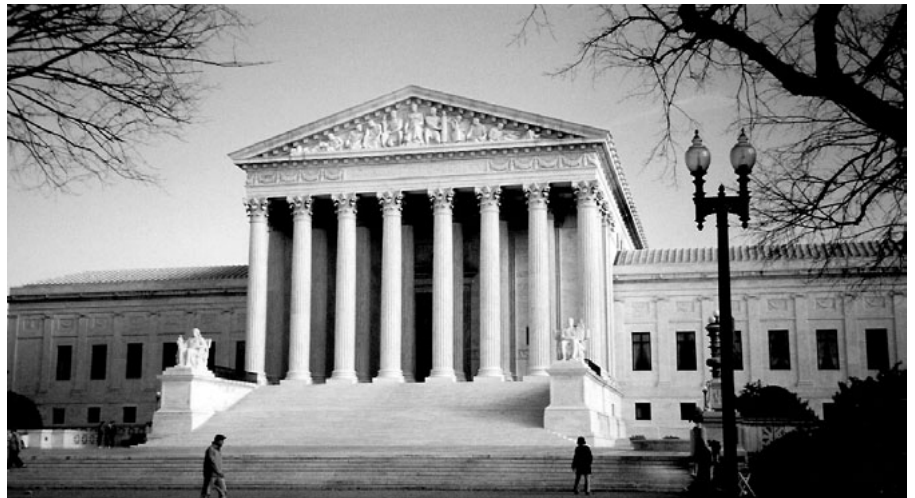
予告者を摘発することが容易になり、逮捕も可能となったといわれる。

また、捜査機関がWinnyを利用して自ら受信者となれば、放流された事実を確認し、犯罪行為の検証として実際に受信することも可能となるため、捜査の遂行に困難はなかったと考えられる。この方法は犯意や犯行を誘発する行為ではないため、おとり捜査にはならず、適法な通常の捜査方法と見られる。警察は、捜査方法などに関しては一切コメントしておらず、詳細はわからないが、一定の技術を利用することで、捜査が可能になるとの指摘がなされてもいる。

このようにしてWinnyを利用して著作権違反データを「放流した」正犯が逮捕、起訴され有罪となったため、この正犯と開発者「47氏」との関係が問われたと見られる。結局、起訴の内容は、著作権法幫助の問題であって、プログラム自体の存在を違法視することではないと見られる。その点は、警察の公表でも、「プログラム自体は違法ではない」と繰り返し言われており、プログラムを違法とすることは考えにくい。これまでの世界のすう勢でもプログラムを違法としたものは存在せず、Winny事件でそれを変更するほどの事実は指摘されていないと見られる。

むしろ裁判においては、正犯への幫助や精神的幫助などを含めた犯罪関与と行為の存否、幫助との評価の可能性のみに限定して行くものと思われる。そして判決もまた、侵害助長、正犯幫助という論点

に限定し、その幫助行為の正否に焦点を当てて判断するものと思われる。



米国最高裁判所の外観



裁判所内の様子